

和解について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 17 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

和解について

立川市は、防火貯水槽用地として使用することを目的として平成 29 年 8 月 9 日付けで A 氏と締結した市内の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）の終了に伴う本件土地の返還及び本件土地に設置してある防火貯水槽の撤去について、次により和解する。

記

1 和解の相手方

A 氏から相続により本件賃貸借契約における賃貸人の地位を承継した B 氏

2 和解の内容

- (1) B 氏及び立川市は、本件賃貸借契約が平成 31 年 3 月 31 日の賃貸借期間の満了をもって終了したことを確認する。
- (2) 立川市は、B 氏に対し、本件賃貸借契約の終了に伴う原状回復として、本件土地に設置してある防火貯水槽の一部を撤去する工事（以下「本件工事」という。）を行うものとし、本件工事によっても埋設物の一部が残存することになるが、これにより原状回復は行われたものとみなす。
- (3) 立川市は、B 氏に対し、本件工事によっても埋設物の一部が残存することになることについての補償金として 5,708,000 円の支払義務があることを認め、これを、本和解成立後 1 か月以内に 2,854,000 円、本件工事完了後遅滞なく 2,854,000 円の 2 回に分割して、B 氏の指定する銀行口座に振り込んで支払う。
- (4) 立川市は、B 氏に対し、令和 3 年 4 月 1 日から本件工事完了の日まで、本件賃貸借契約の賃借料と同額の損害金を支払うものとする（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの分は支払済）。
- (5) 立川市は、B 氏に対し、本件土地上に駐車している B 氏の自動車 2 台について、本件工事に伴って駐車ができない期間に関しては、B 氏の自宅から必要かつ合理的な位置に存する代替の駐車場を提供する。
- (6) B 氏及び立川市は、本件工事の実施に関して互いに協力するものとし、必要が生じた場合には、その都度互いに協議して進めるものとする。

- (7) 何らかの事情により、万が一、本件工事が予定どおり実施することが不可能となった場合には、B氏及び立川市で善後策を協議し、改めて別途の和解を行うものとする。
- (8) B氏及び立川市は、本件に関し、本和解の各条項に定めるほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。ただし、前号の場合は、この限りでない。

和解書 (案)

を甲、立川市を乙とし、甲乙間において下記のとおり和解する。

記

- 1、甲と乙とは、立川市 のうち44,00㎡ (以下、「本件土地」
という) についての (年 月 日 相続により甲が賃貸人の地位を承継した) と
乙との平成29年8月9日付土地賃貸借契約 (以下、「本件賃貸借契約」という) が、平成31年
3月31日の期間満了をもって終了したことを確認する。
- 2、乙は甲に対し、本件賃貸借契約終了に伴う原状回復として、本件土地に設置してある防火貯水槽
の撤去のため、「ケースC」の工法による部分撤去工事 (以下、「本件工事」という) を行うもの
とし、本件工事によっても一部埋設物が残存することになるが、これにより原状回復は行われたも
のとみなす。なお、「ケースC」の工法とは、立川市市民生活部防災課の令和2年5月25日付
「 市内公設防火貯水槽の撤去方法について 」と題する書面に記載された「ケ
ースC」の工法をいう。
- 3、乙は甲に対し、本件工事によっても一部埋設物が残存することになることについての補償金とし
て金570万8000円の支払義務があることを認め、これを、本和解成立後1か月以内に金28
5万4000円、本件工事完了後遅滞なく金285万4000円の2回に分割して、甲の指定する
銀行口座 () に振り込んで支払う。
- 4、乙は甲に対し、令和3年4月1日から本件工事完了の日まで、本件賃貸借契約の賃借料と同額の
損害金を支払うものとする (平成31年4月1日から令和3年3月31日までの分は支払済)。
- 5、乙は甲に対し、本件土地上に駐車している甲の自動車2台について、本件工事に伴って駐車がで
きない期間に関しては、甲の自宅から必要かつ合理的な位置に存する代替駐車場を提供する。
- 6、甲と乙とは、本件工事の実施に関して互いに協力するものとし、必要が生じた場合には、その都
度互いに協議して進めるものとする。
- 7、何らかの事情により、万が一、本件工事が予定どおり「ケースC」の工法にて実施することが不
可能となった場合には、甲と乙とで善後策を協議し、改めて別途の和解を行うものとする。
- 8、甲と乙とは、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に
確認する。ただし、前項の場合はこの限りでない。

令和3年 月 日

(甲) [住所]

[氏名]

(乙) [住所]

[氏名]